

土木工事書類作成 Q & A

令和 2 年 3 月 2 7 日

【 1 】 施工計画書

質問事項	回答	備考
<p>(1) 変更施工計画書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更施工計画書は、内容に重要な変更が生じた場合に提出することとなっているが、「<u>重要な変更</u>」とはどのような場合か。 <u>最終契約変更後の変更施工計画書の提出は必要か。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>重要な変更とは、施工計画に大きく影響する当初計画からの施工方法の追加、施工管理点数の追加</u>などであり、指示書、協議書で新規工種を追加した場合等は、その都度、工事着手までに変更施工計画書の提出が必要。 <u>施工後の最終契約変更は、既に施工済みのため提出は不要。</u> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工や工期のわずかな変更は不要。 下請業者を追加した場合、現場組織表の変更に伴う変更施工計画書の提出は必要。 事故発生時等の対応のため、「緊急時の体制及び対応」の記載に内容に変更が生じた場合は、変更施工計画書の提出は必要。 	<p>土木工事共通仕様書 第 1 編共通編 1-1-4-2 変更施工計画書(1-6 頁)</p>
<p>(2) 管理点数一覧表の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工計画書において、測定・試験基準に基づき管理点数を明記するが、この<u>管理点数を一覧表にまとめる必要があるのか。</u> また、必要であれば提出の時期はいつとなるのか。赤黒の対比は必要となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形、品質、写真管理点数一覧表の作成は不要。 	
<p>(3) 主要資材一覧表に記載する材料</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工計画書の主要資材について、<u>型枠組立用の差筋 (D13mm) の材料も記載が必要か。</u> また、<u>主要資材に該当する範囲が曖昧なため、該当する資材を明示することが出来ないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書の主要資材は、工事に使用する指定材料及び主要資材について記載し、主要資材は工事目的物に使用する材料を記載するが、<u>型枠、型枠組立用の差筋などの仮設材の記載は不要。</u> なお、工事毎に資材の使用量、使用目的が異なり、主要資材かどうかは工事毎に判断する必要があるため、主要資材に該当する資材の明示は出来ない。 	<p>土木工事共通仕様書 第 1 編共通編 1-1-4 施工計画書(1-5 頁)</p>
<p>(4) 共通仕様書等に記載のない管理項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書等に記載のない事項の施工管理について、当初施工計画書に記載し提出したが、検査時に発注者の承諾が得られていないと指摘があった。施工計画書は発注者に提出し受理されているので、承諾もしているのではないか。別途、<u>共通仕様書等に記載のない施工管理は発注者への協議が必要となるのか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書は、受注者の責任において作成するもので、共通仕様書のとおり受注者から「提出」される書類のため、発注者は「受理」することとなっています。発注者は施工計画書に記載の内容を把握しますが、<u>共通仕様及び施工管理基準に基づかない事項については、施工計画書で提出するのではなく、協議が必要。</u> また、施工計画書を監督員が受理した際、協議が必要な管理項目が確認できれば別途協議するよう監督員から回答する。 	<p>土木工事共通仕様書 第 1 編共通編 1-1-4 施工計画書(1-5 頁)</p>
<p>(5) 情報共有システム利用時の施工計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工計画書 (追加・変更も含め) は紙ベースのものを提出することになっているが、簡素化の考えでいくと書類の中でも一番追加され、枚数的にも多くなるもの。このため、情報共有システムを使用する工事であれば電子ですべきと考える。施工計画の追加、変更は電子化で一番恩恵を受ける書類であると思われるが、<u>紙書類の提出を不要として、情報共有システムによる提出のみとならないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書については、随時確認が出来るよう紙書類も合わせて提出することとしている。このため、<u>施工計画書の追加・変更においても紙書類による提出が必要。</u> 	<p>鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン (平成 28 年 6 月 15 日一部改定)</p>

【2】工程管理

質問事項	回答	備考
<p>(1) 履行報告のメールによる提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 月末に提出する<u>履行報告は、メールによる提出も可能か。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 休日又は夜間の作業連絡など「連絡と、緊急を要する場合の「書面」は、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により伝達することが可能となっているが、<u>「提出」は電子メールによる提出は認めていない。</u> 受発注者双方の省力化、効率化に資する情報共有システムを利用されたい。 	土木工事共通仕様書 第1編共通編 1-1-24 履行報告(1-15頁)、1-1-2-22 連絡(1-3頁)、1-1-2-26 書面(1-3頁)
<p>(2) 履行報告書の提出の省略</p> <ul style="list-style-type: none"> 履行報告書について、<u>工事着手していない月、工事中止期間中の提出は省略できないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 履行状況の確認のため、工事着手していない月、工事中止期間中においても<u>提出は必要。</u> 	土木工事共通仕様書 第1編共通編 1-1-24 履行報告(1-15頁)
<p>(3) 履行報告書の実施工程表の添付</p> <ul style="list-style-type: none"> 履行報告提出時に<u>実施工程表の添付が必要か。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 工事履行報告書に<u>実施工程表の添付は不要。</u>なお、詳細な工種毎の進捗状況を把握するため監督員から実施工程表を求められた場合は、受注者が実際に現場の工程管理で作成しているものの「提示」が必要。 	土木工事共通仕様書 第1編共通編 1-1-24 履行報告(1-15頁)
<p>(4) 工事週報の記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリートの養生日数の管理でコンクリートの品質管理には養生方法、養生開始、終了日、養生期間を記載しているにもかかわらず<u>工事週報に養生期間の記入を求められる。二重に書類を作成しているので工事週報への記載を不要に出来ないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理資料又は写真等で、養生開始、終了日、養生期間が確認できれば、工事週報に養生期間の記入は不要。 	土木工事に係る工事日誌について(平成2年4月17日付通知)

【3】出来形管理

質問事項	回答	備考
<p>(1) 管理点数一覧表の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来形管理の管理点数一覧表の作成は必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理点数一覧表の作成は不要。 出来形管理資料として作成が必要な書類は、「出来形管理図表」、「工事完成図」、「出来形数量計算書」、「使用材料集計一覧表」であり、管理点数一覧表の作成は不要。 	<p>土木工事共通仕様書 第1編共通編 1-1-23-8 記録及び関係書類 (1-14 頁)、第3編土木工事共通編 1-1-6 数量の算出 (1-92 頁) 土木工事施工管理基準 第1章総則 5 管理項目及び方法 (2) 出来形管理 (2-1 頁)</p>
<p>(2) 使用材料集計一覧表の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用材料集計一覧表の作成を省略できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「使用材料集計一覧表」は「出来形数量計算書」で材料の使用数量が確認出来る材料については作成不要。 使用材料集計一覧表は、主要資材の記載で、型枠、型枠組立用の差筋などの仮設材(任意)の記載は不要。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 側溝、ガードレールの延長等、出来形数量計算書に記載の場合は不要。 	<p>土木工事施工管理基準 第1章総則 5 管理項目及び方法 (2-1 頁)</p>
<p>(3) 出来形図の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事完成図のほかに、出来形図の提出も必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形図の提出は不要。 	<p>土木工事共通仕様書 第1編共通編 1-1-19 工事完成図 (1-12 頁)、第3編土木工事共通編 1-1-7 工事完成図書の納品 (1-93 頁)</p>
<p>(4) 工事完成図の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来形管理、展開図等で設計と実測を対比しているのに、<u>工事完成図の作成は必要か。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形管理図表とは別に<u>工事完成図の作成、提出は必要。</u> 	<p>土木工事共通仕様書 第1編共通編 1-1-19 工事完成図 (1-12 頁)</p>
<p>(5) 工事完成図の作成範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理項目に記載の無い箇所の出来形図、完成図赤書きの不備が指摘された。 1. <u>中間検査時に完成図は必要か。</u> 2. <u>管理項目に無い箇所も管理して、工事完成図に記載が必要か。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 工事完成図は、出来形測量の結果及び設計図書を基に、設計値と実測値を対比した平面図、縦断面図、横断面図、構造図、展開図等を基本としており、出来形管理項目に記載の無い箇所についても、<u>設計図書に記載がある場合には、対比が必要。</u> なお、鉄筋構造物の配筋図の設計値との実測値の対比は不要。その他、必要な図面種別については監督員に確認する。 中間検査時に<u>工事完成図は不要。</u>ただし、指定部分の引き渡しがある場合は必要。 	<p>土木工事共通仕様書 第1編共通編 1-1-19 工事完成図 (1-12 頁)</p>
<p>(6) 出来管理表の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木工事施工管理基準に「出来形管理図表は、測定値 10 点未満の場合は出来形管理表（測定結果一覧表）の作成に代えることができる。」と記載がある。このできる規定について、<u>測定値 10 点未満において、出来形管理図表を作成しなければならないのはどのような場合が想定されるか。</u>（できる規定であれば、工事書類は増加の方向となるので、<u>できれば測定値 10 点未満は全て出来形管理表（測定結果一覧表）のみとされたい</u>） 	<ul style="list-style-type: none"> 測定値が 10 点未満であっても、出来形管理図表で管理した方が、受注者の負担が軽減する場合もあるため、<u>受注者の判断に委ねている。</u> 	<p>土木工事施工管理基準 第1章総則 5 管理項目及び方法 (2) 出来形管理 (2-1 頁)</p>

質問事項	回答	備考
<p>(7) 出来形管理表の作成</p> <p>・規格値が「設計値以上」の管理項目は、<u>管理点数に関わらず出来形管理図表に代わり出来形管理表（測定結果一覧表）で管理することは出来ないか。</u></p>	<p>・出来形管理表（測定結果一覧表）に代えることが出来るのは、以下の場合であって、規格値が「設計値以上」でも出来形管理図表の作成は必要。</p> <p>① 測定値が 10 点未満の場合</p> <p>② 簡易な工種については、出来形図（工事完成図）の中に出来形管理表（測定結果一覧表）及び数量計算書を併記することが出来る。</p>	<p>土木工事施工管理基準 第 1 章総則 5 管理項目及び方法 (2) 出来形管理 (2-1 頁)、9 参考 (2) 出来形管理資料の作成方法 (2-3 頁)</p>
<p>(8) 出来形管理資料の省略</p> <p>・低い金額の工種、種別について、<u>出来形管理資料の作成を免除出来ないか。</u></p> <p>【例】10m程の側溝工、張コン等の基準高・厚さ等</p>	<p>・低い金額の工種、種別であっても、設計図書どおりに出来形が管理されているのか確認する必要があるため、<u>管理資料の免除は出来ない。</u></p> <p>・ただし、維持的工事（伐開、河床掘削、舗装補修、道路維持、植樹管理等）やその他これらに類する工事については、監督員が指示した場合を除き、点数に関わらず出来形管理図表の作成を省略出来る。</p>	<p>土木工事施工管理基準 第 1 章総則 5 管理項目及び方法 (2) 出来形管理 (2-1 頁)</p>
<p>(9) 出来形管理の適用除外</p> <p>・出来形管理で延長 1 m 程度や施工量 0. 1m³ の少量の構造物も現在、全て出来形管理を行っており、多くの書類を作成している。また、設計図書に設計値が示されていない基準高は、設計値を計算したうえでの出来形管理を求められている。<u>出来形管理の適用除外範囲を明確かつ拡大して欲しい。</u></p>	<p>・土木工事施工管理基準に記載のない事項については、<u>個別に監督員と適用除外の範囲を協議</u>すること。</p> <p>・なお、基準高については、設計図書に明示されているもの、路側構造物及び監督員の指示するものの外は、適用除外となっており、設計値を計算したうえでの出来形管理は不要。</p>	<p>土木工事施工管理基準 1 章総則 7 適用除外 (2-2 頁)</p>
<p>(10) 舗装工の出来形管理項目</p> <p>・舗装の出来形管理は、<u>管理方法が 2 種類あり、管理項目と規格値に差があるが、どちらを採用するかは監督員の判断となるのか。</u></p> <p>・また、<u>表層工の平坦性の管理の要否について、基準が曖昧となっている。</u></p>	<p>・出来形管理の目次 (2-18 頁) に記載のとおり、2-67 頁の出来形管理基準は、歩道、取合、路肩舗装の管理基準。車道舗装は 2-34 頁の基準を適用。</p> <p>・平坦性は、基準の測定個所の欄に記載のとおり<u>維持工事においては省略できる。</u>また、部分的な拡幅工事の舗装など、既設舗装に擦付ける必要があり、<u>既設道路の平坦性の影響を受ける場合の管理は不要。</u>ただし、測定項目から除外する場合は、<u>発注者との協議が必要。</u></p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車道拡幅部分、交差点部等は平坦性の管理は不要。 	<p>土木工事施工管理基準 第 2 章出来形管理、目次 (2-18 頁)、3-2-6-7-6 アスファルト舗装工 (2-34 頁)、8-2-4 舗装工等 (2-67 頁)</p>
<p>(11) 災害復旧等における河幅の管理</p> <p>・河川護岸の修繕や災害復旧事業による護岸復旧などで、<u>原形のとおり護岸整備する場合でも、河幅の管理は必要か。</u>概ね護岸法線が通っていれば、河幅の管理は不要ではないか。</p>	<p>・設計図書（横断図等）に、工事目的物の復旧護岸等からの河幅が明示されている場合には、<u>河幅の出来形管理は必要。</u></p>	<p>土木工事施工管理基準 第 2 章出来形管理 3-2-3 護岸工流路工 (2-25 頁)</p>
<p>(12) コンクリート二次製品の敷モルタルの出来形管理資料の作成</p> <p>・二次製品に使用する敷モルタルについて出来形管理資料を作成する必要があるか。</p>	<p>・出来形管理基準に敷モルタルの測定項目はないため出来形管理図表の作成は不要。ただし、施工後は不可視部となり、また、設計図書に厚さ、幅などが明示されているため、<u>出来形写真は必要。</u></p> <p>・なお、写真は、構造物の形状、寸法、規格等が変わる毎に、設計図書に明示された項目を管理した写真が 1 枚程度あれば良い。</p>	<p>土木工事施工管理基準 第 2 章出来形管理 3-2-3-29 側溝工 (2-30 頁) 等</p>

質問事項	回答	備考
<p>(13) 橋梁下部工の出来形管理資料</p> <p>・橋台や橋脚の出来形管理で土木工事施工管理基準の測定基準に「橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所」とあるので構造図にある全ての寸法表示箇所の出来形管理を求められる。<u>出来形管理基準で規格値が設定されていない箇所は、出来形管理資料を工事完成図等の赤黒表示のみと出来ないか。</u></p>	<p>・出来形管理基準に規格値が設定されていない箇所は、出来形管理は不要のため、工事完成図の赤黒表示のみで良い。</p>	<p>土木工事施工管理基準 第1章総則5管理項目及び方法(2)出来形管理(2-1頁)、第2章出来形管理 8-3-6-8(2-69頁)等</p>
<p>(14) 作業土工の出来形管理資料</p> <p>・もっぱら、作業土工に係る床堀の基準高・幅の管理資料は、設計図書に明示が無いが掘削工として管理が必要か。(水路工、集水桝、ブロック積工等)</p>	<p>・作業土工に係る床堀の基準高・幅の管理資料は、<u>設計書の明示が無い限り不要。</u></p>	
<p>(15) 河床掘削等の出来形管理資料</p> <p>・維持工事等で作業完了後の天然現象により、土工の完成断面が変わり、設計断面となっていないケースがあるが、検査にあたり、現状の管理資料を作り直さないといけないのか。</p>	<p>・特記仕様書や協議書により、発注者と段階確認時に断面や掘削総量等で<u>完成断面を確認</u>していれば、<u>現況の出来形管理は不要。</u></p>	

【4】品質管理

質問事項	回答	備考
<p>(1) 管理点数一覧表の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質管理の管理点数一覧表の作成は必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理点数一覧表や管理点数総括表の<u>作成は不要</u>。 品質管理資料として作成が必要な書類は、「品質管理図表」、「材料の品質証明書」であり、管理点数一覧表の作成は不要。 	<p>土木工事共通仕様書 第1編共通編 1-1-23-8 記録及び関係書類(1-14頁)、第2編材料編 1-2-1 一般事項(1-63頁) 土木工事施工管理基準第1章総則 5 管理項目及び方法(2-1頁)</p>
<p>(2) コンクリート工場の品質証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリートの品質管理で「小型構造物で総使用量が 50m³ 未満の場合は、レディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。」となっているが、この品質証明書等とはどのような書類を添付すべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理基準に記載の塩化物総量規制、スランプ、圧縮強度、空気量等の品質実績が記載された工場の品質証明があれば良く、共通の様式は設けていない。 	<p>土木工事施工管理基準 第3章品質管理(2-80頁)</p>
<p>(3) コンクリートの品質管理試験</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要構造物の一部だが、橋台等の少量のコンクリート(0.3m³)の場合も品質管理試験の実施は必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理基準のとおり<u>少量であっても品質管理試験は必要</u>。 	<p>土木工事施工管理基準 第3章品質管理 1セメント・コンクリート(2-78頁)</p>
<p>(4) コンクリートの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリートの運搬時間、養生方法、養生期間等の管理資料について、<u>施工量が少量の場合や小型構造物で、これらの管理資料を簡素化することは可能か。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書では、重要構造物、小型構造物での運搬時間、養生等の区分はなく、<u>同様の管理が必要</u>。 なお、品質管理の一部の試験では、小型構造物で総使用量が 50m³ 未満の場合は、レディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることが可能。 	<p>土木工事共通仕様書 第1編共通編 3-6-4 打設等(1-44・48頁) 土木工事施工管理基準 第3章品質管理 1セメント・コンクリート(2-80頁)</p>
<p>(5) 根固ブロックのコンクリート試験</p> <ul style="list-style-type: none"> 根固ブロック製作のコンクリート品質管理試験について、<u>同様の製作を繰り返すため、出来形管理と同様に試験回数を減らすことが出来ないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理の試験基準のとおり<u>打設日毎(1回/日)の管理が必要</u>。 	<p>土木工事施工管理基準 第3章 品質管理 1セメント・コンクリート(2-80・81頁)</p>
<p>(6) コンクリートの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリートの品質の良否を左右するものとして日平均気温、コンクリート温度などがあげられるが、<u>品質管理項目とはなっていない</u>。しかしながら、検査では資料を求められる。各種温度と合わせて養生、打設時間などの管理資料の標準様式を示して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 時間、気温などのコンクリートの管理については、土木工事共通仕様書に基づき施工されていることが分かる、<u>納入伝票、写真などの資料があれば良く、標準様式等による管理資料は求めていない</u>。 	<p>土木工事共通仕様書 第1編共通編 3-3-1等(1-41頁等) 土木工事施工管理基準 第4章写真管理基準 撮影箇所一覧表(2-133頁)</p>

質問事項	回答	備考																																
<p>(7) コンクリート温度の管理</p> <p>・小型構造物のコンクリート温度の管理について、<u>常時管理する必要があるのか。</u></p>	<p>・養生中のコンクリート温度の管理は、寒中コンクリートにおいて、表3-4「寒中コンクリートの養生期間」の値以上の養生期間は、コンクリート温度を5℃以上に保つ必要があり、<u>養生期間中5℃以上が保たれていることが示されれば、常時の温度管理は不要。</u></p> <p>・また、共通仕様書では、重要構造物、小型構造物での養生管理の区分はなく、同様の管理が求められているため、小型構造物であってもコンクリート温度の管理は必要。</p> <p>・なお、一般養生におけるコンクリートの露出面を常に湿潤状態に保つ養生期間は、日平均気温で必要な養生期間を判断するが、この日平均気温は、養生期間中の日平均気温を養生日数で平均した気温で判断する。</p> <p>【例】混合セメントB種の一般養生の場合の養生期間</p> <table border="1" data-bbox="703 723 1222 954"> <tr> <td>月日</td> <td>4/1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>日平均気温</td> <td>9℃</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>月日</td> <td>4/8</td> <td>9</td> <td colspan="5">4/1～7の日平均気温 14.7℃</td> </tr> <tr> <td>日平均気温</td> <td>14℃</td> <td>16</td> <td colspan="5">4/1～9の日平均気温 14.8℃ ⇒15℃以下のため養生期間は9日間が必要。</td> </tr> </table> <p>・養生期間を判断する日平均気温については、現場の気温と大きな差が無いことが確認出来れば、最寄りの気象台データを用いても良い。</p>	月日	4/1	2	3	4	5	6	7	日平均気温	9℃	15	15	17	17	15	15	月日	4/8	9	4/1～7の日平均気温 14.7℃					日平均気温	14℃	16	4/1～9の日平均気温 14.8℃ ⇒15℃以下のため養生期間は9日間が必要。					<p>土木工事共通仕様書 第1編共通編 3-10-3-5 養生中のコンクリート温度(1-55頁)</p>
月日	4/1	2	3	4	5	6	7																											
日平均気温	9℃	15	15	17	17	15	15																											
月日	4/8	9	4/1～7の日平均気温 14.7℃																															
日平均気温	14℃	16	4/1～9の日平均気温 14.8℃ ⇒15℃以下のため養生期間は9日間が必要。																															
<p>(8) コンクリートの温度管理</p> <p>・コンクリートの養生温度管理について、<u>寒中コンクリート以外の場合、基準がないが、養生温度管理は必要か。</u></p>	<p>・養生における<u>コンクリート温度の管理は、寒中コンクリートが必要で、その他は不要。</u></p> <p>・なお、コンクリートの湿潤養生期間を判断するために、<u>日平均気温の温度管理は必要。</u></p>	<p>土木工事共通仕様書 第1編共通編 3-10-3-5 養生中のコンクリート温度(1-55頁)</p>																																
<p>(9) コンクリートの品質管理</p> <p>・無筋構造物であっても型枠固定のためのセパレータを使用した場合は、<u>塩化物総量規制の試験が必要か。</u></p>	<p>・無筋構造物についても、型枠組立用セパレータ、型枠浮き上がり防止の用心鉄筋、もたれ擁壁の打ち継ぎ目の用心鉄筋を使用する場合には、<u>塩化物総量規制の品質管理が必要。</u></p>	<p>土木工事施工管理基準 第3章品質管理1セメント・コンクリート(2-80頁)</p>																																
<p>(10) コンクリートの品質管理</p> <p>・護岸ブロックの胴込コンクリートで、<u>塩化物総量規制の品質管理は必要か。</u></p>	<p>・護岸ブロックの胴込コンクリートであっても、<u>コンクリート打設部分に鉄筋を有する構造の場合は、塩化物総量規制の品質管理が必要。</u></p>	<p>土木工事施工管理基準 第3章品質管理1セメント・コンクリート(2-80頁)</p>																																
<p>(11) 盛土等の含水管理</p> <p>・盛土、路盤等の含水比測定は、<u>施工日毎の管理資料が必要か。</u></p>	<p>・<u>施工日毎の含水比測定は求めているが、共通仕様書に記載のとおり、締固作業の実施にあたり適切な含水比の状態での施工する必要があり、また、品質管理基準に記載のとおり降雨後、又は含水比の変化が認められた時には含水比試験が必要。</u></p> <p>・なお、適切な含水比の状態での施工があるため、降雨後、真夏日など気象状況等により<u>適宜含水比を測定し、含水比の変化の傾向を把握したうえで施工することが必要。</u>このため、品質管理としては、<u>施工日毎の測定結果を求めているが、含水比をどの様に把握し適切な状態で施工したのか確認できる、施工状況写真等(工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認出来るよう適宜)は必要。</u></p> <p>・上記の施工状況写真は、<u>含水比の測定毎の写真は不要。</u>土質毎等で含水比の測定状況が確認できる必要最小限の写真があれば良い。</p>	<p>土木工事共通仕様書 第1編共通編 2-3-3-7 適切な含水比の確保(1-30頁)</p> <p>土木工事施工管理基準 第3章品質管理 20 道路土工(2-110頁)</p> <p>第4章写真管理基準3. 工事写真の撮影基準(2-131頁)、撮影箇所一覧表(2-133頁)</p>																																

質問事項	回答	備考
<p>(12) 現場密度の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> 土工も下層路盤と同様の現場密度の試験基準（測定頻度）の管理できないか。 <p>【試験基準例】</p> <p>土工（路床盛土）： 500m³につき1個所（=3孔）の割合で行う。ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3個所以上。</p> <p>下層路盤工： 500m²につき1個（=1孔）の割合で行う。ただし、1,500m²未満の工事は1工事につき3個以上とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理に記載のとおり <u>工種毎の試験基準による管理が必要</u>。 	<p>土木工事施工管理基準 第3章品質管理 4 下層路盤(2-86頁等) 11 路床安定処理工 12 表層安定処理工 15 補強土壁工 18 河川・海岸土工 19 砂防土工 20 道路土工 置換工（土砂）</p>
<p>(13) 共通仕様書に定めのない管理基準</p> <ul style="list-style-type: none"> かご枠の材料の品質管理など、どの基準を採用するのか不明瞭な工種や基準がない材料の品質管理は、どの様に管理基準を決めるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書に定めのない品質管理については、<u>監督員と協議を行うこと</u>。 	<p>土木工事施工管理基準 第1章総則 2 適用(2-1頁)</p>
<p>(14) 材料の使用期限等</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用材料の製造時期、使用期限、使用時期を管理しているが、品質証明で良いのではないか。 (副資材まで管理：セメント、モルタル) 	<ul style="list-style-type: none"> 製造時期、使用期限については、<u>品質証明に記載があれば、一覧表等の管理資料は不要</u>。 なお、使用期限のある材料については、使用時期が分かる資料が必要なため、週報、工事写真等で使用日が確認出来れば管理資料は不要。 	

【5】写真管理

質問事項	回答	備考
<p>(1) 管理点数一覧表の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 写真管理の管理点数一覧表の作成は必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理点数一覧表の作成は不要。 	土木工事共通仕様書 第1編共通編 1-1-23-8 記録及び関係書類 (1-14 頁) 土木工事施工管理基準 第1章総則 8 その他 (2-3 頁)、第4章写真管理基準 (2-131 頁)
<p>(2) 写真の管理点数</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工管理点数の写真管理の撮影頻度が曖昧で、<u>写真を1枚一点で管理する</u>のか。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理点数は写真1枚ではなく、写真管理項目の撮影頻度毎で1点となる。 写真管理点数の定義はなく、管理点数一覧表の作成も不要。 	土木工事施工管理基準 第4章写真管理基準 (2-135 頁)
<p>(3) 黒板の記載内容の補足</p> <ul style="list-style-type: none"> 黒板の文字が見えづらい写真で、写真横の備考等に補足の説明を記載しても良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> 写真管理基準 3. (2) 撮影基準に記載のとおり、基本的には、黒板の文字が判読できるよう被写体とともに撮影する必要があるが、黒板の字が見えづらい場合には、写真横の備考等に記載しても良い。 	土木工事施工管理基準 第4章写真管理基準 3. (2) 撮影基準 (2-131 頁)
<p>(4) 自主管理測定点の出来形管理写真</p> <ul style="list-style-type: none"> U型側溝の砕石基礎工について、自主管理で出来形管理の測定箇所数を増やした場合、<u>自主管理測定点の出来形管理写真も必要か。</u> <p><例> 砕石基礎工の出来形写真管理基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 撮影項目：幅、厚さ 撮影頻度：40m又は1施工箇所に1回（施工後） <p>出来形管理の測定箇所数を自主管理により20mに1箇所とした場合、出来形管理写真も20mに1箇所必要となるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自主管理は契約約款第1条3項に記載のとおり、施工目的物を完成するために必要な一切の手段を、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めたものであり、<u>自主管理で追加した測定点であっても出来形写真の管理は必要。</u> ただし、施工計画書の写真管理計画に基づき写真管理を行うため、<u>施工計画書において、自主管理で追加した測定点の写真管理を行わない旨を記載すれば写真管理は不要。</u> 	契約約款第1条3項 土木工事施工管理基準 第4章写真管理基準 出来形管理写真撮影一覧表 (2-142 頁)
<p>(5) 施工状況把握で監督員が立会した場合の写真の省略</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来形管理写真について、<u>監督員が施工状況把握で立会した場合、写真の省略は可能か。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 土木施工管理基準に記載のとおり、監督員又は監督補助員が「段階確認」した場合には出来形管理写真の省略は可能だが、「<u>施工状況把握</u>」は省略不可。 	土木工事施工管理基準 第4章写真管理基準 4. 写真の省略 (2-131 頁)、10. 不可視部の写真管理 (2-132 頁)
<p>(6) 段階確認した場合の写真管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 段階確認で確認している箇所については写真管理として出来形写真を作成しなくてよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 監督員等が臨場して段階確認した場合には、出来形管理写真を省略することができる。ただし、不可視部は工事完成後に明視できないため、不可視部は監督員等が段階確認で臨場しても省略出来ない。 また、段階確認資料と同じ資料を出来形管理写真として、別にとりまとめる必要は無く、段階確認資料を出来形管理写真の一部とすることは可能。 	土木工事施工管理基準 第4章写真管理基準 4. 写真の省略 (2-131 頁)、10. 不可視部の写真管理 (2-132 頁)
<p>(7) 段階確認の写真管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 段階確認したものについては自主管理写真を省略できるが、施工状況把握をしたものについては自主管理写真を省略できないと指摘された。どちらも臨場により確認しているので、<u>施工状況把握も省略出来ないか。</u>また、<u>監督員が臨場したものについては不可視部分の写真を省略できるが、監督補助員の場合も同様に省略出来ないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書、土木施工管理基準によらない、<u>自主管理写真の提出は不要。</u> また、写真の省略は監督員又は監督補助員が臨場して段階確認した出来形管理写真は省略可能だが、<u>施工状況把握は省略出来ない。</u> なお、不可視部分の写真は、<u>監督員及び監督補助員が臨場により段階確認した場合でも省略は出来ない。</u> 	土木工事施工管理基準 第4章写真管理基準 4. 写真の省略 (2-131 頁)、10. 不可視部の写真管理 (2-132 頁)

質問事項	回答	備考
<p>(8) 施工状況写真の撮影頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工状況写真で仕様書に基づいた施工方法の証明記録として、施工中の写真を撮影する場合、撮影頻度は「工種、種別毎に設計図書施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜」となっているが、<u>具体的にどの程度の頻度で撮影する必要があるのか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>工種、種別毎に仕様書どおりに施工していることが分かる写真が1枚あれば良く、測点毎の写真は不要。</u>なお、出来形管理写真などにより仕様書どおりの施工が確認できる場合は、省略することは可能。 	<p>土木工事施工管理基準 第4章写真管理基準 撮影箇所一覧表 施工中の写真(2-133頁)</p>
<p>(9) 施工状況の撮影頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工状況（施工中）の写真撮影については「工種、種別毎に設計図書施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜」とあるが、コンクリート等の施工状況を細別（構造物毎）に求められる。<u>施工状況を細別（構造物毎）に撮影する必要があるのか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「適宜」写真管理することとなっており、適宜とは第4章写真管理基準（その他）に記載のとおり、『設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数』となっている。このため、設計図書の仕様が写真で確認するため、<u>構造物毎に撮影する必要がある。</u> なお、重要構造物を除く、同一施工箇所、同工種で、1号、2号天端コンクリートなど類似の小構造物については、監督員と協議のうえ、同一の構造物として写真管理を省略することができる。 	<p>土木工事施工管理基準 第4章写真管理基準 12. その他(2-132頁)、撮影箇所一覧表(2-133頁)</p>
<p>(10) 施工状況写真等の省略</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準管理のみの写真と出来ないか（側溝工、縁石工等の敷モルタルの出来形写真は必要なのか）。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷モルタルは、施工後は不可視部となり、また、設計図書に厚さ、幅などが明示されているため、<u>写真管理は必要。</u>写真は、構造物の形状、寸法、規格等が変わる毎に、設計図書に明示された項目を管理した写真が1枚あれば良い。 	<p>土木工事施工管理基準 第4章写真管理基準 撮影箇所一覧表(2-133頁)</p>
<p>(11) 管理項目のない箇所の写真管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>管理項目のない箇所</u>（図面には寸法が記載されているが管理の必要が無い箇所、来形・品質管理も必要が無い箇所）の撮影も必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>施工後は不可視部となる場合は、出来形確認のため写真管理が必要。</u> 	<p>土木工事施工管理基準 第4章写真管理基準 10. 不可視部分の写真管理(2-132頁)、撮影箇所一覧表(2-133頁)</p>
<p>(12) 工種毎に必要な写真の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査は、概ね「工事成績評定の考査項目別運用表」に基づいて行われるが、この運用表には『～していることが確認できる。』等の記述があり、当該事項が『確認できる』写真や資料を要求される。 しかしながら、写真管理基準の撮影頻度・整理条件には『適宜』とされているものが多く、必ずしも明確になっているとは言えない。（※適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。） この『確認できる』写真や資料とはどのようなものか、工種ごとに明確にして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事毎に重要性が異なること、多くの工種があることから、工種毎に必要な工事書類を明確にすることは出来ない。 	
<p>(13) 不可視部以外の出来形管理写真の省略</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来形管理写真について、<u>完成後測定可能なものについては、写真の省略は可能か。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 完成後に測定可能であっても、出来形管理写真撮影一覧表に記載の写真は省略出来ない。 	<p>土木工事施工管理基準 第4章写真管理基準 4. 写真の省略(2-131頁)、撮影箇所一覧表(2-133頁)</p>

質問事項	回答	備考
<p>(14) 盛土工 巻出し厚の写真管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛土時、巻出し転圧撮影頻度が延長 200m に 1 回とあるが、高さの記載がなく何層分の撮影を求めているかわからない。適宜なら適宜と記載し、1 層分でよいならそのような記載が必要ではないか。曖昧な記載は検査員の感覚になってしまい業者が困惑する。 	<ul style="list-style-type: none"> 盛土工の巻出し厚の撮影は、巻出し時に 1 回の撮影が必要であり、代表となる層の巻き出し厚が確認出来る写真が 1 枚程度あれば良い。 なお、撮影箇所一覧表 (2-133 頁) に施工中の写真として、「工種、種別毎に設計図書施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜」とあるため、<u>丁張り等で巻き出し厚を管理しながら、施工していることが分かる写真は必要。</u> 	<p>土木工事施工管理基準 第 4 章写真管理基準 出来形管理写真撮影一覧表 (2-133・135・136 頁)</p>
<p>(15) 盛土補強工の写真管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛土補強工 (ジオテキスタイル) の写真管理で、控え長さは 40m ごと又は 1 施工カ所に 1 回となっているが、<u>1 ブロックで層毎でも控え長さが変わらない場合は、ブロック全体を 1 回の撮影頻度で良いのか。</u> また各層ごとに全景 1 回となっているが、<u>テープ等で寸法が分かるように撮影する必要があるか。</u>また、ある層で控え長さが 2 種類ある場合でも 1 枚で良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 ブロックで層毎に控え長さが変わらない場合であっても、<u>各層毎の敷設状況を確認するため、各層毎の写真は必要。</u> 不可視部のため、全景写真であっても、別に層毎の控え長さが確認できる写真が無い場合には、<u>全景写真にテープで寸法が分かる写真が必要。</u>また、<u>控え長さが異なる場合には、各控え長さが確認出来る写真が必要。</u> 	<p>土木工事施工管理基準 第 4 章写真管理基準 10. 不可視部の写真管理 (2-132 頁)、出来形管理写真撮影一覧表 4 補強土工 (2-135 頁)</p>
<p>(16) 建設発生木材の写真管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設発生木材の処分量は現場説明書に「建設発生木材の運搬量は出来形数量により設計変更する」とあり、10 台に 1 台の割合で写真管理することになっているが、木くず、枝葉の場合、搬出先で検収した数量と現場で管理した数量に差違があり、実際はマニフェスト伝票の数字で変更している。<u>現場管理の写真撮影は必要か。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 運搬費用の出来形数量に応じた設計変更を行うため、<u>現場説明書に記載のとおり、10 台に 1 台の割合で写真撮影は必要。</u> ただし、マニフェストで運搬量の体積 (空 m³) が確認出来る場合は、運搬数量に係る写真管理は不要。 	<p>現場説明書 (特記事項)</p>
<p>(17) 配筋状況の写真管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋の配筋間隔とかぶりの出来形管理写真を 1 枚の写真で撮影したが良いか。 <p><原文></p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋の配筋間隔とかぶりの出来形管理写真を 1 枚の写真として撮影したが、検査員から混同して分かりにくいと指摘を受けた。配筋間隔とかぶりは同工種の管理項目であり、ほかの工種と混同させ撮影したわけではないのでよいのでは？ 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋の配筋間隔とかぶりが確認出来る写真があれば、<u>枚数は問わない。</u>1 枚でも複数枚でもどちらでも良い。 	
<p>(18) コンクリート打設高の写真管理</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート打設時の吐出面と<u>打ち込み面の高さは 1.5m 以下とすることになっているが、この高さを写真管理することはどこで決められているのか。</u>またその撮影頻度はどの程度か。 小口止コンクリートの打設高さの写真管理は必要か。 小口止コンクリートの打継目処理の写真は必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> 土木工事施工管理基準 第 4 章写真管理基準 2-133 頁「撮影箇所一覧」のうち、施工状況-工事施工中-施工中の写真に記載のある『<u>工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認出来るように適宜 [施工中]</u>』により、<u>写真管理が必要。</u> 頻度は、<u>構造物毎の写真管理が必要。</u> 構造物の重要度にかかわらず、<u>打設高さ、打継目処理の写真管理は必要。</u> 	<p>土木工事施工管理基準 第 4 章写真管理基準 撮影箇所一覧表 (2-133 頁) 土木工事共通仕様書 第 1 編共通編第 3 章 3-6-4-12 打設計画書 (1-45 頁)</p>
<p>(19) コンクリート打設、養生の撮影頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート打設、養生の写真撮影については「工種、種別毎に 1 回、養生方法毎に 1 回」とあるが、細別 (構造物毎) に求められる。細別 (構造物毎) に撮影する必要があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 土木工事施工管理基準 第 4 章写真管理基準 2-133 頁「撮影箇所一覧」のうち、施工状況-工事施工中-施工中の写真に記載のある『<u>工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認出来るように適宜 [施工中]</u>』により、<u>構造物毎で写真管理が必要。</u> 	<p>土木工事施工管理基準 第 4 章写真管理基準 撮影箇所一覧表 (2-133 頁)</p>

質問事項	回答	備考
<p>(20) コンクリート打継目処理の撮影頻度</p> <p>・コンクリート打設で打継目処理の写真撮影については「工種、種別毎に1回」とあるが、打継毎の写真を求められる。打継毎に撮影する必要があるのか。</p>	<p>・土木工事施工管理基準第4章写真管理基準 2-133頁「撮影箇所一覧」のうち、施工状況-工事施工中-施工中の写真に記載のある『工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認出来るように適宜〔施工中〕』により、<u>構造物毎で写真管理が必要。</u></p>	<p>土木工事施工管理基準第4章写真管理基準 撮影箇所一覧表 (2-133頁)</p>
<p>(21) コンクリート温度の管理</p> <p>・コンクリート温度の管理で養生毎に養生期間内を通じて養生しているか確認するために異なる日付で3回以上の撮影を検査で求められるが必要か。</p>	<p>・寒中コンクリートのコンクリート温度の管理に係る写真撮影については、写真管理基準の施工中の写真「工種、種別毎に設計図書施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜」に基づく写真管理となり、<u>養生期間中及び養生期間後のさらに2日間のコンクリート温度が必要な温度が保たれているのか、確認出来る写真等の資料が必要。</u></p> <p>・なお、コンクリート温度を自動記録計等により管理した場合は、観測状況写真(1枚)と記録の結果があれば良く、日毎の写真管理は不要。</p>	<p>土木工事施工管理基準第4章写真管理基準、撮影箇所一覧表 (2-133頁)</p>
<p>(22) コンクリートの品質管理</p> <p>・コンクリートのスランブ試験、圧縮強度試験等の写真撮影については「コンクリートの種類毎に1回」とありますが、試験毎の写真を求められる。試験毎に撮影する必要があるのか。</p>	<p>・品質管理写真撮影箇所一覧表のとおり、スランブ試験、コンクリートの圧縮強度試験等の写真撮影頻度は、<u>コンクリートの種類毎に1回で良い。</u></p> <p>・コンクリートの種類が同じであれば、試験毎の撮影は不要。</p>	<p>土木工事施工管理基準第4章写真管理基準、品質管理写真撮影箇所一覧表 (2-188頁)</p>
<p>(23) 工事写真の電子納品</p> <p>・写真撮影はほとんどがデジカメで行われていることから、検査時にタブレット等に対応すれば、<u>電子納品対象工事</u>でなくとも、<u>電子納品対象工事と同様に「整理条件」での工事写真帳の整理と「撮影頻度」での電子データ提出</u>でよいのではないか。</p>	<p>・電子データの閲覧により検査を行うには、<u>工事書類等を電子納品とすることが必要。</u></p> <p>・なお、令和2年2月18日付ガイドラインの一部改定通知により、<u>工事写真のみを電子納品とすることは可能。</u>また、同通知により工事写真を<u>国土交通省電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】に準拠する場合は、工事写真帳(ダイジェスト版)の作成は不要。</u></p> <p>・なお、検査時にパソコンディスプレイと併せ、タブレットを活用することは可能。</p>	<p>土木工事施工管理基準第4章写真管理基準 9. 電子納品対象工事の取扱い(2-132頁) 鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン</p>
<p>(24) 電子納品の写真保存方法</p> <p>・電子納品の写真の保存方法は、jpg及びPDFファイルを各フォルダに保存することとなっているが、<u>無料ビューアを付けるだけ</u>を原則とすればフォルダのナンバリング等が不要となるが良いか。</p>	<p>・令和2年2月18日付ガイドラインの一部改定通知により、<u>工事写真を国土交通省電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】に準拠する場合は、工事写真帳(ダイジェスト版)の作成は不要。</u>また、この場合は、<u>国交省要領等によるフォルダ構成となるため工種などのナンバリング等は不要。</u></p>	<p>土木工事施工管理基準第4章写真管理基準 9. 電子納品対象工事の取扱い(2-132頁) 鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン</p>
<p>(25) 電子納品の工事写真帳(ダイジェスト版)</p> <p>・工事写真の電子納品について、写真管理ソフトを用いて整理した写真管理データと閲覧用のビューアを添付して納品することにより、<u>ダイジェスト版PDFを不要とできないか。</u></p>	<p>・令和2年2月18日付ガイドラインの一部改定通知により、<u>工事写真を国土交通省電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】に準拠する場合は、工事写真帳(ダイジェスト版)の作成は不要。</u></p>	<p>土木工事施工管理基準第4章写真管理基準 9. 電子納品対象工事の取扱い(2-132頁) 鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン</p>

【6】安全管理

質問事項	回答	備考
<p>(1) 定期安全訓練・研修等</p> <p>・土木工事共通仕様書では「月当たり半日以上時間を割当て」定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。とあるが、<u>月あたり 240 分以上の時間を日常の KY や TBM を含めても良いか。</u></p>	<p>・共通仕様書に記載の(1)～(5)の各号に該当する<u>安全に関する研修・訓練等を実施していれば、日常の KY や TBM の安全訓練であっても、定期安全研修・訓練に含めることは可能。</u></p>	<p>土木工事共通仕様書 第1編共通編 1-1-26-8 定期安全研修・訓練等(1-15 頁)</p>
<p>(2) 安全教育・訓練等の資料の提出</p> <p>・安全教育や安全訓練等の資料は、共通仕様書に定める工事完成図書(ハットブック P1-93)に含まれていないことから、<u>工事完成時に資料提出は不要か。</u></p>	<p>・安全教育・訓練等の記録は提示する書類であり、<u>検査後の提出は不要。</u></p>	<p>土木工事共通仕様書 第1編共通編 1-1-26-10 安全教育・訓練等の記録(1-16 頁)</p>
<p>(3) リスクアセスメント</p> <p>①リスクの評価は、建設業労働災害防止規定や建設機械施工安全マニュアル等<u>法律で定められた事項(例えば”バックホウの作業半径内の立ち入りを禁止する”等)がある場合にはそれらを実施することを前提として評価するのか、もしくはそれらの事項はリスク低減措置の一環として再評価段階で考慮するのか。</u></p> <p>②リスク低減措置は、<u>すべてのリスクを低減させる必要があるか。</u></p> <p>③一ヶ一として挙げている事項の実施状況は、<u>監督員に項目全て確認してもらう必要があるか。</u></p> <p>④一ヶ一は、<u>低減措置対策計画書を提出する必要があるか。</u></p> <p>⑤リスクアセスメントの取り組みは必ず行う必要があるのか。比較的危険性が低いと思われる工事についてはKY だけとすることは可能か。</p>	<p>①平成 23 年 9 月 30 日付通知の「2 リスクアセスメントの概要(3) リスク低減措置の優先順位」のとおり、<u>法令に定められた事項は、必ず実施することを前提に、リスク低減措置を検討し、低減措置に含めて評価する。</u></p> <p>②残留リスクもあるためすべてのリスクを低減させる必要は無い。 ただし、残留リスクへの対応は必要。</p> <p>③全ての項目の確認は困難なため、リスク低減措置の優先順位を付けながら可能な限り段階確認等に あわせて確認出来る範囲とする。</p> <p>④平成 23 年 9 月 30 日付通知のとおり監督員に提出する。</p> <p>⑤リスクアセスメントは必ず行う必要はない。</p>	<p>「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメントについて」(平成 23 年 9 月 30 日付第 201100099979 号)</p>
<p>(4) 安全日誌の作成</p> <p>・自主の点検表・KY 日誌等があれば、<u>安全日誌の作成は不要ではないか。</u></p>	<p>・平成 2 年 4 月 16 日付土木部長通知により、安全日誌の作成は必要。なお、今後の仕様書の改正にあわせて通知を廃止する予定。</p>	

【7】その他

質問事項	回答	備考
<p>(1) 過積載防止の取組状況写真</p> <p>・過積載防止の取組み状況は、<u>ダンプを全台数写真撮影する必要があるのか。</u></p>	<p>・施工計画書に記載のとおり、過積載防止にどの様に取り組んだのか分かる写真等の資料があれば良く、<u>全台数の写真、重量計測結果は不要。</u></p> <p>【例】 過積載を防止するための日常的な管理の例</p> <p>・土砂搬出において、土砂の単位体積重量を考慮した荷姿の計測をトラックスケールで確認し、これに基づき、日常的に各車両の荷姿等を管理。</p> <p>・各車両の自重計による重量の確認等を行い、日常的にダンプ自重（積込み回数等）を管理。</p> <p>・資機材等の搬入において、納入業者の過積載防止対策を確認。加えて、資材重量を搬入時に納入伝票等で管理。</p>	
<p>(2) 過積載防止</p> <p>①建設発生土の搬出に際して積載量確認はトラックスケールによる計測が必須か。<u>ダンプの重量計による計測でも良いか。</u></p> <p>②トラックスケールは<u>砕石事業者等の施設を借りることは可能か。</u></p> <p>③全ての搬出車両ごとの積載量の確認記録は必要か。</p> <p>④資材搬入時の積載量確認（検収写真）は<u>全ての資材において必要か。</u></p>	<p>①ダンプの<u>自重計による計測でも可能。</u></p> <p>②借用の可否は、所有者の判断となるため、<u>砕石事業者等に個別に確認されたい。</u></p> <p>③<u>全ての搬出車両毎の記録は不要。</u>ただし、全台数で過積載とならないように、どの様な取組を行ったのか確認出来る資料が必要。</p> <p>【例】 土質毎に過積載とならない目安を、トラックスケール等で重量を確認のうえダンプの荷台に表示し、搬出日毎に自重計を1日1回以上確認、記録する等</p> <p>④全ての資材の搬入時に、過積載防止に取り組む必要があるが、<u>納入伝票等で確認出来れば、検収写真は不要。</u>なお、納入伝票は提示で良い。</p>	
<p>(3) マニフェストの提出</p> <p>・産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の<u>写しを提出しなければならないか。</u></p>	<p>・マニフェストは提示資料であり、その<u>写しの提出は不要。</u></p>	<p>土木工事共通仕様書 第1編共通編 1-1-18 建設副産物(1-12頁)</p>
<p>(4) 施工体系図、体制台帳等の作成</p> <p>・ダンプ、警備、クレーン、測量会社、伐採業者等の建設業許可を必要としない業種については<u>建設工事下請契約に当たらないので、施工体系図、体制台帳の作成及び提示は不要か。</u></p>	<p>・施工体制台帳に記載する工事は、<u>建設工事に該当するものが対象。</u>トラックによる残土運搬のみの契約は対象外だが、機械を使用して積み込む作業等を合わせて行うものであれば対象。また、クレーンについても、リース契約のみであれば対象外だが、オペレーター付きの契約であれば、重機等での作業を行うため対象。なお、1次下請となる警備業務については、<u>共通仕様書の規定により記載が必要。</u>建設工事に該当しない測量業務、伐採業務については、<u>記載は不要。</u></p> <p>【例】</p> <p>(記載が不要なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設資材の輸送、生コンの輸送、残土の運搬 ・建設機械のリース <p>(記載が必要なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通誘導警備業務 ・オペレーター付きのコンクリートポンプ・クレーン作業 ・生コンの輸送及びコンクリート型枠への圧送や打設の両方を伴うもの ・残土の運搬及び積み込み作業の両方を伴うもの 	
<p>(5) 落石防止網工等施工要領の適用</p> <p>・<u>落石防止網工施工要領</u>（平成元年9月22日部長通知）は、<u>施工管理に適用できるか。</u></p> <p>・適用出来ない場合は、<u>施工管理基準を明確に出来ないか。</u></p>	<p>・製品毎に規格値等が異なるため、<u>製品毎の規格値及び落石対策工便覧による施工管理が必要</u>であり、新たな基準は設けない。また、<u>落石防止網工施工要領は参考とされたい。</u></p>	<p>落石防止網工及びメント・モルタル吹付工施工要領(H1.9.22)</p>

質問事項	回答	備考
(6) 排ガス対策等建設機械に係る資料 ・低騒音、低振動、排ガスの建設機械及び車両が使用状況の確認資料について、どの程度の資料が必要となるのか。 <u>写真のみで対応可能なのか。</u>	・ <u>写真のみで良い。</u> ・写真管理基準の撮影個所一覧表に記載のとおり、排出ガス対策型建設機械を使用していることが確認できるよう適宜の撮影が必要。	土木工事施工管理基準第4章4写真管理基準 撮影個所一覧表(2-133頁)
(7) 工事材料使用届（一般資材） ・一般資材に係る工事材料使用届の添付書類には、使用材料の規格寸法と JIS 規格番号及び JIS 規格表示許可番号がわかる書類が添付されていれば、カタログ 1 冊などの添付は不要か。	・JIS マーク表示品のうち一般資材の工事材料使用届には、 <u>JIS マーク表示認証番号が分かる書類も含め添付書類は不要。</u> ただし、 <u>規格の説明のためカタログ等を添付することは可能。</u>	土木工事共通仕様書 第 2 編材料編第 1 章第 2 節 6 工事材料の使用、工事材料使用届及び工事材料使用承諾書の取扱い(平成 24 年 1 月 16 日県土整備部長通知) (1-63 頁)
(8) 工事材料使用届（生コン） ・生コンに係る工事材料使用届の添付書類は、配合報告書と配合計算書、JIS 規格表示許可番号のわかる資料があれば、骨材試験などの基礎資料まで添付しなくても良いか。 ・使用場所は、配合報告書に個別に（手書き）記入しなくても、一覧表の備考欄の記入のみと出来ないか。	・JIS のレディーミクストコンクリート（仕様書第 1 編「3-3-2 工場の選定」第 2 項に該当）の場合、 <u>レディーミクストコンクリート配合計画書の添付のみで良く、骨材試験などの基礎資料は不要。</u> ・ <u>使用場所は配合計画書への記載が必要。</u>	土木工事共通仕様書 第 2 編材料編第 1 章第 2 節 6 工事材料の使用、工事材料使用届及び工事材料使用承諾書の取扱い(平成 24 年 1 月 16 日県土整備部長通知) (1-63 頁)
(9) 工事材料使用届（アスファルト合材） ・アスファルト合材に係る工事材料使用届の添付書類には、合材工場に発行される使用承諾証明書の写しと使用合材の混合物報告書（様式 4）があれば、骨材試験などの書類の提出は不要か。	・合材工場に各事務所が発行する使用承諾証明書（様式 2）の写しと、合材工場から発行される混合物報告書（様式 4）のみの添付で、 <u>骨材試験などの書類は不要。</u>	土木工事共通仕様書 第 2 編材料編第 1 章第 2 節 6 工事材料の使用、アスファルト混合物使用に係る取扱い（平成 23 年 12 月 27 日県土整備部長通知）(1-64 頁)
(10) 施工状況把握記録書の提出頻度 ・監督員が現地確認しているので、書面報告は <u>1ヶ月分（又は2週間程度）をまとめて、確認項目、確認日、確認者等を一覧表に示し、関係資料と写真（各項目ごとで確認者の分かる1枚程度）を整理して提出することは可能か。</u>	・共通仕様書第 3 編 1-1-5-6(3)のとおり、段階確認及び施工状況把握により監督員の確認を受けた書面は、工事完成時まで監督員に提出することとなっており、 <u>まとめて提出することは可能。</u>	土木工事共通仕様書 第 3 編土木工事共通編 1-1-5-6 段階確認（施工状況把握含む）(1-89 頁)
(11) 作成書類の一覧表 ・工事書類として作成しなければならない書類にはどのようなものがあるのか。（作成しなければならない書類の一覧表はあるのか。）	・現在、提出書類の一覧表はないため、今後の共通仕様書の改定等において作成する予定。	
(12) 工事完成図の記入内容 ・工事完成図は、設計図書を基に設計値と実測値を対比した図面を作成することとなっているが、設計値と実測値が同じ場合は、実測値の記入を省略することは可能か。	・記入漏れかどうか不明となるため、 <u>同じ値であっても記入は必要。</u>	土木工事共通仕様書 第 1 編共通編第 1 章 1-1-19 工事完成図(1-12 頁)
(13) 工事様式のダウンロード ・土木工事施工管理ハンドブック 7 各種様式集に掲載されている様式のデータ（Word、Excel 形式）は何処でダウンロードすればよいか。	・以下の技術企画課ホームページに掲載。 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=123927	

質問事項	回答	備考
<p>(14) 出来形・品質管理資料の様式</p> <p>・土木工事施工管理基準に記載されている出来形管理。品質管理を行うための参考様式(Excel形式)はないか。(出来形管理図表、出来形管理表(測定結果一覧表)、品質管理図表、品質管理表(測定結果一覧表))</p>	<p>・県独自の様式はないため、国土交通省中国地方整備局の様式を参考とされたい。 http://www.cgr.mlit.go.jp/techserv/index.htm</p>	
<p>(15) 現場環境改善費に係る書類提出</p> <p>・現場環境改善の計画は施工計画書に記載することとなっているが、<u>実施実績資料の提出は必要か。</u></p>	<p>・現場環境改善費の計上について(平成30年9月28日付県土整備部長通知)のとおり、<u>監督員への実施写真等の資料の提出が必要。</u></p>	
<p>(16) 材料使用届等の提出方法</p> <p>・工事材料の使用にあたり、使用材料承諾願、使用材料使用届、アスファルト混合物使用届の3項目で別々に提出しているが、<u>一括して材料承諾書により提出できないか。</u></p>	<p>・共通仕様書に記載のとおり、<u>各様式で提出する必要があり、承諾願いであっても3項目を一括して提出することは出来ない。</u></p>	<p>土木工事共通仕様書第2編材料編第1章6 工事材料の使用等(1-63頁)</p>